注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(7)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(二)及び(三)において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

(二)　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(三)　振幅確率分布特性値（振幅確率分布において規定した振幅又は確率に対応する値をいう。以下同じ。）（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が、確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(8)　妨害波電圧、妨害波電流、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9)　第四十八条各号に掲げる条件

十三　一般用非放射等設備

(1)　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	六六デシベルから五六デシベルまで　※
	平均値	五六デシベルから四六デシベルまで　※
五〇〇kHz以上五MHz以下	準尖頭値	五六デシベル
	平均値	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	準尖頭値	六〇デシベル
	平均値	五〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

［新設］